

持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業のうち
甘味資源作物等支援事業（さとうきび産地確立実証事業）公募要領

第1 趣旨

持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業のうち甘味資源作物等支援事業（さとうきび産地確立実証事業）（以下「本事業」という。）の事業実施主体の公募については、この要領により行うものとする。

なお、本公募は令和6年度予算政府原案に基づくものであるため、成立後の予算の内容により、事業の内容、予算額等に変更があり得る。

第2 事業の内容

1 事業の取組内容

本事業は、近年の省力的な株出栽培の普及に伴う栽培環境の変化や台風等の気象災害リスク等に対応するための技術的な栽培実証、高齢化や人手不足への対応等、地域の生産体制を支える担い手や作業受託組織等の育成・強化に資する生産体制実証、島内の地域資源を活用した資源循環体制の構築に向けたグリーン化実証等、さとうきびの安定生産を図る上で必要となる実証について、以下の取組に係る経費（事務に要する経費を含む。）を助成するものとし、以下の（2）及び（3）については必ず取り組むものとする。

なお、実証を行う上で、農業機械等の導入・改良を伴う場合、対象となる農業機械等については、別記1に定めるとおりとする。

（1）検討会の開催

地域ぐるみでの効果的な実証となるよう、その具体的かつ詳細な実施方法・内容を定めるための検討会を開催するものとする。

（2）課題解決に向けた取組

以下のアからウまでに係る実証、これらの実証に必要な現地試験や技術等の改良・調査、実証の導入効果・経営改善効果分析など、さとうきびの安定生産を図る上での課題の解決に資する取組を行うものとする。

ア 気象や土壌条件など地域の特性を踏まえた新品種への転換、台風被害の低減に資する防風林の設置といった自然災害リスクへの対応、機械導入率の低い植付作業における効率的な機械利用、島内資源を有効活用した土づくり等、さとうきびの安定生産に資する技術的な栽培実証。

イ 収穫作業との競合や労働力不足から遅れが生じている春作業（株出管理・植付け、土づくり）を適期適切に実施するための体制構築、オペレーター等の人材を地域内で効率的に調整するための体制構築等、生産体制を支える担い手や作業受託組織等の育成・強化に資する生産体制実証。

ウ 有機資源の供給、堆肥の生産、さとうきび生産における堆肥の活用のサイクルを加速化するための体制構築、低コストな堆肥の製造・供給体制、さとうきび生産に適した堆肥の開発等、島内の有機資源を安定的に土づくりに活用するための島内資源循環システムの構築など、環境に配慮した生産に関する実証（グリーン

化実証)。

(3) 実証結果の普及

(2) で行った取組について、地域等での普及啓発を行うため、会議等における発表・報告、実証の成果をまとめたマニュアルの作成・配布等により、関係者への実証結果の普及を行うものとする。

2 取組における留意事項

(1) 実証において、さとうきびの新品種等を取り扱う場合、本取組の対象となるさとうきびの新品種等は、本取組を行う産地で未導入又は導入後5年未満の品種とする。また、新品種等には、品種登録出願中又は3年以内に出願が見込まれる品種・系統を含むものとするが、出願前の系統を対象とする場合は、未譲渡性の要件(出願日から1年遡った日より前に、出願品種の種苗や収穫物を譲渡していないこと。外国での譲渡は、日本での出願日から4年(材木、鑑賞樹、果樹などの木本性植物は6年)遡った日より前に譲渡していないこと。)に抵触してはならないものとする。なお、この場合の事業実施主体は協議会に限るものとし、新品種等の栽培実証を行う生産者又はその生産者が属する生産者団体を協議会の構成員に必ず含めなければならないものとする。さらに、新品種等の導入実証において品種登録前の品種の実証を行う場合は、研究開発機関(育種機関)を協議会の構成員に必ず含めなければならないものとする。

(2) 別記1の(6)のうち堆肥散布車又は1(13)の散水車の導入・改良は、第3の2の事業実施主体が、市町村、島等の広範囲において農業用に活用する計画に基づき農業機械等を改良する場合に限るものとする。

なお、当該計画については、関係市町村や地域の協議会等と調整の上、計画を作成し、実施されなければならないものとする。

(3) 別記1の(5)のうち無人航空機(ドローン等)の導入又はリース導入に当たっては、無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン(令和元年7月30日付け元消安第1388号消費・安全局長通知)等を遵守するものとする。

第3 応募要件

1 事業の対象地区

事業実施地区は指定地域(砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律(昭和40年法律第109号)第19条第1項の指定地域をいう。)の区域内とする。

2 事業実施主体については、以下のいずれかに該当する者とする。

(1) 農業協同組合

(2) 公社(地方公共団体から出資を受けている法人をいう。)

(3) 農事組合法人(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第72条の10第1項に規定する事業を行う法人をいう。)

(4) 特定農業法人及び特定農業団体(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第23条第4項に規定する法人及び団体をいう。)

(5) 農業者等の組織する団体

(6) 民間企業

(7) 協議会

- 3 本事業の事業実施主体となる者は、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有しているものとする。
- 4 2の(7)の者にあつては、農業協同組合、地方公共団体等のさとうきびの生産振興に係る関係者により組織される団体であつて、代表者、組織及び運営の規定の定めがあること。
- 5 法人等（個人、法人及び団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

第4 採択要件等

1 成果目標

- (1) 事業目的に関する成果目標は、次に掲げる目標から、1つ以上設定することとする。

- ア 実証地区における10a当たり労働時間を10%以上削減
- イ 実証地区における10a当たり収量を5%以上増加
- ウ 作業受託面積又は作付面積を1%以上増加
- エ 適期適切に行った春作業の面積（又は面積割合）を1%以上増加
- オ 実証に係る成果・結果の関係者への情報提供を1回以上実施
- カ 実証成果の導入面積（又は面積割合）を1%以上増加
- キ 実証地区における新たに確保する労働力を1人以上増加

2 目標年度

第2に掲げる取組の目標年度は、事業実施計画書に定めた事業最終年度又はその翌年度とする。

3 事業実施計画の承認基準

- (1) 取組の内容が、事業の趣旨に合致したものであること。
- (2) 取組の内容が、成果目標の達成に直結するものであること。
- (3) 取組の内容が、事業実施地区が所在する県又は市町村と連携したものであること。
- (4) 取組の内容が、受益地区において重要なものであること。
- (5) 取組の内容が、地域における「さとうきび増産プロジェクト」の推進に資する取組であること。
- (6) 取組の内容が、さとうきびの増産や品質の向上、安定生産に寄与すると認められること。
- (7) 取組が実施されることが確実と見込まれること。

- 4 取組を実施する上で、農業機械等の導入又はリース導入が必要となる場合は、以下の事項に留意すること。

- (1) 農業機械等の導入又はリース導入に係る共通事項

- ア 導入又はリース導入を予定している農業機械等が、成果目標の達成に直結するものであること。
 - イ 助成の対象となる農業機械等は、実証を行う上で、追加的に必要となるものに限ること。
 - ウ 受益する農家戸数が3戸以上又は農業従事者（農業（販売・加工等を含む。）の常時従事者（原則年間150日以上従事する者）をいう。以下同じ。）が5名以上であること。ただし、事業参加者が、事業開始後にやむを得ず3戸又は5名に満たなくなった場合は、新たに参加者を募ること等により、3戸又は5名以上となるよう努めるものとする。
 - エ 農業機械等の種類や能力・規模が、実証等の内容からみて適正であること。
 - オ 助成対象事業費が、当該農業機械等の実勢価格により算定されており、その規模については、事業実施に必要最低限なものであること。
 - カ 事業実施計画に基づく農業機械等の適正な利用が確実であると認められ、かつ、リース期間にわたり十分な利用が見込まれること。特に、ケーンハーベスタの導入又はリース導入を申請する場合、含みつ糖のみを生産する地区については、品質管理等の観点から、前処理施設又は精脱葉施設等が整備されていること。
 - キ 助成の対象となる農業機械等について、動産総合保険等の保険（盗難保障及び天災等に対する保障を必須とする。）に確実に加入すること。
 - ク 事業の管理に当たる責任者が配置されていること。
 - ケ 農業機械等の改良を行う事業実施主体は、後継者が確保されている等、事業の継続性が担保されていること。
 - コ 事業実施主体が過去に農業機械等の導入又はリース導入に対する国庫補助事業による支援を受けていた実績がある場合は、当該補助事業の成果目標の達成状況等を十分に考慮するものとする。
 - サ トラクターを導入又はリース導入する場合にあつては、APIを自社のwebサイトや農業データ連携基盤に表示すること等を通じて、データを連携できる環境を令和6年4月時点で整備している、又は令和6年度末までに整備する見込みであるメーカーのものを選定することとする（農機データを取得するシステムを備えた製品を製造していないメーカーについては、これに当たらない。）。
- (2) 農業機械等を導入する場合
- ア 事業実施主体は、農業機械等の導入を行った場合は、予算成立後制定される交付要綱に定める財産管理台帳の写しを地方農政局長（沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に対して提出するものとする。地方農政局長は、事業実施主体から提出のあった財産管理台帳の写しに基づき、財産処分制限期間中の農業機械等の利用状況を確認するとともに、本事業の適正かつ確実な実施の確保に努めるものとする。
 - イ 事業実施主体以外の者に貸し付けることを目的として農業機械を導入する場合については、次によるものとする。
 - ① 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、地方農政局長と協議するものとし、当該事項について変更する場合にあつても同様とする。

- ② 事業実施主体は賃借料を徴収する場合は、原則として「事業実施主体負担（事業費－助成金）／当該農業機械等の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であることとする。
- ③ 賃貸契約は契約書等により行うこととする。なお、事業実施主体は、賃貸契約に明記した事項が利用者又は自らの競争関係に制約を加えることがないよう留意するものとする。

第5 事業実施期間

事業実施計画に記載した事業実施年度から翌々年度までの3年以内とし、事業実施計画の実施スケジュールに定めた期間内とする。ただし、翌年度以降の事業実施については、当該事業経費に係る予算が確保できた場合に事業の継続ができるものとする。

第6 助成

1 補助対象経費

- (1) 補助対象経費の積算等については、補助事業等の厳正かつ効率的な実施について（平成19年9月21日付け19経第947号農林水産省大臣官房長通知）及び過大積算等の不当事態の防止について（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）によるものとする。
- (2) 機械整備の納入にあたっては、「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（令和4年4月1日付け3新食第2088号、3農産第2897号、3畜産第1991号農林水産省総括審議官、農産局長、畜産局長通知）第1の6の（2）のイ 産地基幹施設等支援タイプ等における利益等排除についてを準用すること。
- (3) 農業機械等の導入・改良を伴う実証

ア 農業機械等を導入する場合

- (ア) 補助対象経費は、原則、新品の農業機械等の実勢価格とする。ただし、地方農政局長が必要と認める場合は、中古農業機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位とし、1年未満の端数は切り捨てる。）が2年以上の農業機械等をいう。）も対象とすることができるものとする。
- (イ) 農業機械等の購入先の選定にあたっては、当該農業機械等の希望小売価格を確認するとともに、原則として事業費の低減を図るために一般競争入札によるものとする。
- (ウ) 本事業に係る補助金の額は、対象となる農業機械等ごとにそれぞれ千円未満を切り捨てた額の合計とする。

イ 農業機械等のリース契約を締結する場合

- (ア) 補助対象経費は、リース契約（事業実施主体とリース事業者の2者間で締結する農業機械等の賃借に関する契約をいう。）に係る農業機械等の実勢価格（以

下「リース物件価格」という。)及びリース契約に係る諸費用のうち次に掲げるもの(以下「リース諸費用」という。)とする。

- ① 保険料
- ② 固定資産税(償却資産)
- ③ 金利
- ④ その他農産局長が特に必要と認めるもの

(イ) リース事業者とのリース契約は、原則として事業費の低減を図るために一般競争入札等によるものとし、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- ① 事業実施計画に記載された農業機械等に係るものであること。
- ② リース期間が4年以上で法定耐用年数以内であること。

(ウ) 本事業に係る補助金の額(以下「リース料助成額」という。)は、対象となる農業機械等ごとに、次に掲げる算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とする。

なお、算式中、リース物件価格、リース諸費用及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は事業実施主体が農業機械等を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の少数第3位の数字を四捨五入して少数第2位で表した数値とする。

- ① $\text{リース料助成額} = (\text{リース物件価格} \times (\text{リース期間} / \text{法定耐用年数}) + \text{リース諸費用}) \times 6/10$ 以内
- ② $\text{リース料助成額} = ((\text{リース物件価格} - \text{残存価格}) + \text{リース諸費用}) \times 6/10$ 以内

(4) 補助対象経費は、事業実施主体が本事業の実施に直接要する経費として別記2に掲げるものであって本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものとする。また、その経理に当たっては、別記2の費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分して経理を行うこととする。第2の1に掲げる取組に係る補助対象経費は、次に掲げる経費であって、上記の基準を満たすものとする。ただし、実証によって得られた収穫物や加工品等を販売する場合にあっては、これらの実証を行う上で、通常の営農行為等と比べた際の掛かり増し経費のみを補助対象とする。

ア 検討会の開催

取組の実施方法・内容を定めるための検討会の開催等に必要な事業費(会場借料、通信・運搬費、印刷製本費等)、旅費、謝金、役務費、雑役務費等の経費

イ 技術的な栽培実証の取組

実証ほ場の設置や生産資材(種苗、肥料、農薬)、農業機械の導入など、糖度・単収の向上が期待される優良品種の導入や自然災害被害の抑制手法(効率的な防風林の設置方法や干ばつに対応した節水型灌漑技術等)の導入等の栽培に係る実証を行う上で必要となる事業費(借上費、原材料費、資機材費、消耗品費等)、備品費、賃金等、役務費等の経費

ウ 担い手や作業受託組織等の生産体制実証の取組

新たな作業員・オペレーターの雇用と育成、農業機械の導入など、春作業(株出

管理・植付、土づくり等）を適期に行うための体制構築や農繁期の作業分散等の担い手や作業受託組織等の生産体制に係る実証を行う上で必要となる事業費（借上費、原材料費、資機材費、消耗品費、研修受講費等）、備品費、賃金等、役務費等の経費

エ グリーン化実証の取組

畜産農家等と連携したさとうきび生産に適した堆肥の開発、堆肥の原料供給、生産、利用に向けたマッチング体制の構築、堆肥の低コスト生産・供給など、環境に配慮した生産性向上に係る実証を行う上で必要となる事業費（借上費、原材料費、資機材費、消耗品費等）、備品費、賃金、役務費等の経費

オ 実証結果の分析

実証した取組の導入効果や経営改善効果の分析等に必要な事業費（通信・運搬費、印刷製本費、資料購入費、消耗品費等）、賃金等、旅費、謝金、委託費、役務費等の経費

カ 実証結果の普及

実証した取組内容の報告会やマニュアルの作成等に必要な事業費（会場借料、通信・運搬費、印刷製本費、消耗品費等）、賃金等、旅費、謝金等の経費

2 第2の1に掲げる取組は定額とする。

なお、農業機械等の導入・改良を伴う実証の場合については、農業機械等の実勢価格の6/10以内とする。また、リース導入の場合はリース料の6/10以内とする。

3 次の取組は、本事業の対象としない。

- (1) 国の他の助成事業を通じ、又は地方公共団体その他国以外の者から、現に支援を受け実施中又は実施予定となっている取組
- (2) 学校、試験研究機関等公的機関が作付けしている甘味資源作物を対象とする取組
- (3) 輪作体系・複合経営の確立に向けた取組を行う場合にあっては、需給調整を実施している品目の生産振興を対象とする取組
- (4) 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律第19条第1項の規定に基づく甘味資源作物交付金への上乗せ等収入の単なる補てんに当たる取組
- (5) 不動産、船舶、飛行機、又は1件当たりの取得価格が50万円以上の機械及び器具等財産を取得する取組（ただし、農業機械等の導入・改良を伴う実証の場合は除く。）
- (6) 特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる取組

4 3の(5)の規定にかかわらず、地方農政局長が特に必要と認めたもの（干ばつ被害が発生する地域において、地域全体で取り組む灌水対策に必要な50万円以上の器具（灌水タンク等）を取得する取組等）については、本事業の補助対象とすることができる。

5 申請できない経費

- (1) 本事業の業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費（月極の給与、賞与、退職金その他各種手当）
- (2) 事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- (3) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額（補助対象経費

に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計に補助率を乗じて得た金額をいう。）

6 助成金の返還

国は、本事業において導入した農業機械等が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断され、これに正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合にあっては、既に交付された助成金の一部又は全部の返還を求めることができるものとする。

第 7 審査方法等

- 1 地方農政局長は、応募者が第 3 の応募要件を満たすこと及び第 10 の 3 に定める応募書類が全て整っていることを確認した後、応募があった事業実施計画について第 4 の採択要件等を満たしていることも審査した上で、農産局長に提出するものとする。
- 2 農産局長は、1 により地方農政局長から提出された事業実施計画について、第 4 の採択要件等を満たしていることを審査した上で、別に定めるところにより設置する選定審査委員会において、別紙に掲げる審査基準等に基づき、採択優先順位を定め、予算の範囲内で、補助金を交付することが妥当と認められる者（以下「補助金交付候補者」という。）を選定する。

なお、審査の経過は、応募者に通知しない。また、審査の経過についての問合せその他一切の照会には応じない。

- 3 国は、応募のあった事業実施計画について、当該事業実施地区が所在する県に情報を提供するものとし、情報提供を受けた県は、事業実施計画の内容等について、意見を提出することができるものとする。

第 8 審査結果の通知

審査の結果（補助金交付候補者として決定されたか否か）については、補助金交付候補者の決定次第、速やかに応募者に対して通知する。

第 9 重複申請の制限

応募者が、同一の内容で、既に自力で事業を実施している場合又は既に国から他の補助金の交付を受けている場合若しくは採択が決定している場合は、審査の対象から除外し、又は採択の決定若しくは補助金の交付の決定を取り消すこととする。

なお、国からの補助金等について採択が決定していない段階で、本事業に申請することは差し支えないが、国からの補助金等についての採択の結果によっては、本事業の審査対象から除外し、又は採択の決定を取り消す場合がある。

第 10 応募方法

1 公募期間

令和 6 年 2 月 1 日（木）から令和 6 年 2 月 22 日（木）午後 5 時まで（必着）

2 提出先及び問合せ先

応募書類は、郵便又は電子メールにより以下の提出先窓口へ提出するものとする。
なお、FAX による提出は受け付けない。資料に不備がある場合は、審査の対象とならない場合がある。

問合せについては、平日の午前9時から午後5時まで（正午から1時までを除く。）とし、電子メールによる問合せは、不可とする。

<提出先>

- ・主たる事業実施地区を鹿児島県とする場合

九州農政局生産部園芸特産課

〒860-8527 熊本県熊本市西区春日2丁目10番1号熊本地方合同庁舎

TEL:096-300-6251

- ・主たる事業実施地区を沖縄県とする場合

内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館

TEL:098-866-1653

<事業に関する相談窓口>

- ・九州農政局生産部園芸特産課

TEL:096-300-6251

- ・内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課

TEL:098-866-1653

- ・事業担当課：農林水産省農産局地域作物課

TEL:03-3501-3814（直通）

3 提出にあたっての注意事項

(1) 事業実施計画書等は、公開している様式のファイルを活用して作成すること。

(2) 申請書類を郵送等により提出する場合は、次に掲げる応募書類を封筒に入れ、「令和6年度当初予算さとうきび産地確立実証事業 応募書類在中」と表に朱書きして提出先窓口へ提出するものとする。

なお、提出書類は返却しない。また、機密保持には十分配慮する。

ア 応募申請書（別紙様式1）

イ さとうきび産地確立実証事業 事業実施計画書（別紙様式1別添）

ウ 規約、役員名簿、総会資料等応募者の活動内容が分かる資料

エ 申請書類チェックシート（別紙様式2）及びチェックが入った書類

(3) 申請書類の電子メールによる提出を希望する場合は、問合せ先に送付先アドレスを確認し、(2) アからエまでの応募書類を添付し、件名を「令和6年度当初予算：さとうきび産地確立実証事業の申請書類（応募者名）」とし、本文に「連絡先」と「担当者名」を必ず記載する。

また、添付するファイルは圧縮せずに、1メール当たり7MB以下とするとともに、複数の電子メールとなる場合は、件名の応募者名を応募者名・その○（○は連番）

とする。

(8) 審査に当たり、農林水産省から応募者に申請内容の確認を行う場合がある。

4 審査期間

令和6年3月上旬予定（諸般の事情により、変更することがある。）

5 採択・不採択の連絡

令和6年3月中旬予定（諸般の事情により、変更することがある。）

第11 補助金等交付候補者に係る責務等

補助金の交付決定を受けた事業実施主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、次の条件を守らなければならない。

1 補助金等の経理管理

交付を受けた補助金の経理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管、機器設備等財産の取得及び管理など）に当たっては、次の点に留意する必要がある。

- (1) 事業実施主体は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）等の法令に基づき、適正な執行に努めること。
- (2) 事業実施主体は、補助金の経理を事業実施主体の会計部署等において実施すること。なお、特殊な事業により、当該事業実施主体の会計部署等に補助金の経理を行わせることができない場合は、国内に居住し、各事業実施主体が経理能力を有すると認める者（学生を除く。）に経理を行わせ、公認会計士又は税理士に経理状況について定期的に確認を受けるなど、適正な執行に努めること。
- (3) 事業実施主体は、補助金の経理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めること。

2 事業の推進

事業実施主体は、令和6年度一般会計予算の成立後に改正される予定の持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱、持続的生産強化対策事業実施要領等を遵守し、事業実施に必要な手続、事業全体の進行管理、事業成果の公表、事業終了後の事業評価等、事業実施全般についての責任を持たなければならない。

3 取得財産の管理

本事業により取得又は効用の増加した事業設備等の財産（以下「取得財産」という。）の所有権は、事業実施主体に帰属する（事業実施主体の代表者個人には、帰属しない）。ただし、取得財産の管理、処分等に関しては、次のような制限がある。

- (1) 取得財産については、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間（以下「処分制限期間」という。）においては、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければならない。
- (2) 処分制限期間においては、取得財産のうち1件当たりの取得価額が50万円以上のものについて、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する必要があるときは、事前に、農林水産大臣の承認を受けなければ

ならない。

なお、農林水産大臣が承認をした当該取得財産の処分により得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

4 知的財産権の帰属等

本事業を実施することにより知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラムやデータベース等の著作物の著作権、品種登録を受ける地位及び育成者権等）が発生した場合、その知的財産権は事業実施主体等に帰属するが、知的財産権の帰属に関し、次の条件を遵守することを了解の上、応募することとする。

- (1) 本事業により成果が得られ、知的財産権の権利の出願、取得を行った場合には、遅滞なく国に報告すること。
- (2) 国が公共の利益等を目的として当該知的財産権の利用を事業実施主体等に求める場合には、無償で、知的財産権の利用を国に許諾すること。
- (3) 本事業期間中及び本事業終了後5年間に於いて、事業実施主体及び事業の一部を受託する団体は、本事業の成果である知的財産権について、国以外の第三者に譲渡又は利用を許諾する場合には、事前に農林水産省と協議して承諾を得ること。

5 収益状況の報告及び収益納付

本事業終了後5年間に於いて事業成果の実用化等に伴う収益が生じた場合は、毎年度収益の状況を報告することとし、相当の収益を得たと認められた場合には、交付を受けた補助金の額を限度として、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を国に納付することがある。

6 国による事業成果等の評価に係る協力

本事業終了後、次年度以降の政策立案等に反映させるため、事業成果の波及効果、その活用状況等に関して、調査を行う場合がある。その際、ヒアリング等の実施についてご協力をお願いすることがある。

7 個人情報の取扱い

事業実施主体は、本事業により知り得た個人情報について、本事業以外の目的で使用し、又は第三者に漏洩してはならず、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとする。

8 作業安全の確保

事業実施主体は農林水産業・食品産業の作業安全のための規範に係るチェックシート（以下「作業安全チェックシート」という。）を用いて事業実施期間中に作業安全に係る状況を確認し、作業安全の確保に努め、地方農政局等に対して作業安全チェックシートを提出するものとする。

9 環境負荷低減の取組

事業実施主体は受益農業者に対して、環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（以下「環境負荷低減チェックシート」という。）を用いて、事業実施期間中に取り組む内容について確認させるとともに、農業者に環境負荷低減チェックシートを提出させ、毎年度とりまとめた上で地方農政局等に対して環境負荷低減チェックシートを提出するものとする。なお、当該生産者が甘味資源作物交付金制度におい

て、当該環境負荷低減チェックシートを既に提出している場合、その報告をもって提出に代えることができるものとする。

10 AI・データ契約ガイドラインに準拠した契約の締結

スマート農機（トラクター等）、ドローン（ほ場の情報を取得する IoT 機器搭載機等）等を導入又はリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン」（令和 2 年 3 月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体（事業実施主体以外の者に貸し付ける場合にあっては、当該貸付けの対象となる者）は、そのデータ等の保管について、本ガイドラインに準拠した契約を締結するものとする。

実証を行う上で農業機械等の導入・改良を伴う場合、対象となる農業機械等

農業機械等名
1 農業機械等 (1) ケーンハーベスタ（収納袋を含む。） (2) 株出管理作業機 (3) 苗植付機 (4) 乗用トラクター (5) 防除用機械 (6) 堆肥散布機、堆肥散布車（車と一体的なものに限る。） (7) 肥料散布機 (8) 耕うん用機械 (9) 碎土整地用機械 (10) 栽培管理用機械 (11) 搬出・搬入機 (12) 脱葉機 (13) 散水車（車と一体的なものに限る。）
2 機材（干ばつ被害を軽減するものに限る。） (1) 設置型農業用タンク (2) 灌水ポンプ (3) 灌水用機器（点滴チューブ、スプリンクラー、ろ過淡水化装置等）
3 その他の農業機械等 1 及び 2 に定める農業機械等のほか、地方農政局長が地域の実情に鑑み、本事業の目的を達成するために特に必要と認めたものとする。

補助対象経費

持続的生産強化対策事業のうち茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進事業のうち甘味資源作物等支援事業（さとうきび産地確立実証事業）に要する経費は、次の費目ごとに整理するものとする。

費目	細目	内容	注意点
備品費		事業を実施するために直接必要な試験・検証、調査備品及び機械等導入に係る経費 ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る（農業機械等の改良に伴う取組で農業機械等を導入する場合を除く。）。	・取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上。該当する設備備品を1社しか扱っていない場合を除く。）やカタログ等を添付すること。 ・耐用年数が経過するまでは、事業実施主体による善良なる管理者の注意をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 ・当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	・事業実施主体が会議室を所有している場合は、事業実施主体の会議室を優先的に使用すること。
	研修受講費	事業を実施するために直接必要な資格取得に要する研修会の受講等経費	・受講料金表など積算根拠となる資料を添付すること。 ・受講したことを証明する資料を提出すること。
	通信・運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代の経費	・切手は物品受払簿で管理すること。 ・電話等の通信費については、基本料を除く。

借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、通信機器、農業用機械・施設、ほ場等の借上経費	
印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷費経費	
資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書、参考文献の購入経費	・新聞、定期刊行物等、広く一般に定期購読されているものは除く。
原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要な原材料の購入経費	・原材料は物品受払簿で管理すること。
資機材費	実証等に係る掛かり増し資機材費（通常の営農活動に係るものを除く。）	
消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 ・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され又は効用を失う少額な物品の購入経費 ・U S B メモリ等の少額な記録媒体 ・実証試験、検証等に用いる少額な器具 ・本事業の実施のために設置した協議会の協議会公印作成費等	・消耗品は物品受払簿で管理すること。
燃料費	・現地調査に使用する自動車等のガソリン代の経費	

旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	調査等旅費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体等が行う資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会の受講、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・ 事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事する者に対する謝金は認めない。
賃金等		事業を実施するために直接必要な業務を目的として、事業実施主体が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業主負担の経費	・ 賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号）農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・ 賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・ 雇用通知書等により本事業に従事したことを明らかにすること。 ・ 実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当は認めない。
委託費		本事業の交付目的たる	・ 委託を行うに当たって

		事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ、新品種の導入実証の取組において、未譲渡性を担保するために、本事業の実施により得られた収獲物等の廃棄処分にかかる経費等）を他の者（応募団体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費	は、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・事業そのもの又は、事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。 ・補助金の額の50%未満とすること。
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果としては成り立たない調査・管理、制作、分析、試験、実証、検証、加工、改良等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振込手数料	
	租税公課代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙及び運営拠出金に課される消費税に係る経費	

（注１）上記の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

1. 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合（ただし、公募要領第6の1の（４）の場合の掛かり増し経費については対象とする。）
2. 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルをした場合

（注２）補助事業を遂行するため売買、請負その他契約をする場合は一般競争入札を行うこと。ただし、補助事業の運営上、一般競争入札が困難又は不適當である場合は、指名競争入札等を実施することができる。なお、入札が困難又は不適當な場合で、取得価格が50万円以上のものについては、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社しか

扱っていない場合は除く。) やカタログ等を添付すること。